

IV ドイツ

＜主なヒアリング先：ラインラント地方連合＞

【モデルケース1】

ケース1	死亡したケース 所得のある夫，専業主婦の妻，子2人の世帯で，夫が犯罪被害により死亡したケース
モデルA	年齢：40歳 性別：男性 職業：会社員 年収：52,885ユーロ（550万円） 家族構成：妻（38歳・専業主婦） ：長男（11歳） ：長女（9歳）

1 被害者等を対象とした補償制度等

○ 亡くなった被害者の職業上の地位が「職業教育修了」（給料グループA7）の比較所得＝ €2,297／月額 のケースで，妻と子供2人が残された場合

① 葬儀埋葬金，葬儀埋葬費用の補助金として，＝€1,575 (A)

② 未亡人に，

- ・ 基本年金（寡婦）＝€391/月額
- ・ 調整年金＝€433/月額
- ・ 職業損害補償＝€ 0

合 計＝€824/月額×12＝€9,888／年額

生涯（×44年）で計算した場合＝€434,720 (B)

③ 遺児1人につき，

- ・ 基本年金＝€111/月額
- ・ 調整年金＝€194/月額

合 計＝€305／月額×12＝€3,660／年額

18歳まで支給されるとして計算した場合

- ・ 長男 €3,660×7年＝€25,620
- ・ 長女 €3,660×9年＝€32,940

合 計＝€58,560 (C)

∴ 被害者補償の総額（概算）＝€494,855

2 その他犯罪被害者等が利用し得る制度

OEG 法に基づく給付とは併給調整されない。

- ① 公的年金制度による遺族年金（大寡婦年金）＝ 死亡した年金加入者の年金受給金の 55%（算定困難）（A）
- ② 公的年金制度による遺児年金（片親死亡）＝死亡した年金加入者の年金受給金の 10%（算定困難）（B）
- ③ 子供手当（年金形式）＝€184/月額× 2， €2,208/年額× 2
 - ・ 長男 €2,208× 7 年＝€15,456
 - ・ 長女 €2,208× 9 年＝€19,872
 - 合 計 ＝€35,328 （C）

∴ その他給付の総額＝（A）＋（B）＋（C）（算定困難）

3 残された遺族 3 人に支給される総額は、およそ

＝ €494,855 + その他利用し得る制度による給付

【モデルケース2】

ケース2	重度障害が残存したケース 犯罪被害により、6か月間の入院加療を要する傷害を負った。 1年間の通院の後、随時介護を要する状態（障害等級1級相当）となった。
モデルA	年齢：40歳 性別：男性 職業：会社員 年収：52,885ユーロ（550万円） 家族構成：妻（38歳・専業主婦） ：長男（11歳） ：長女（9歳）

1 犯罪被害者等を対象とした補償制度等

- 被害者（男性、45歳、既婚、職業上の地位が「職業教育修了」（給料グループA7）の比較所得＝€2,297/月額）が失明したケースの場合、
- ① 基本年金（傷害後遺度合（G d S）100）＝€652/月額
 - ② 最重度傷害特別手当 等級Ⅲ ＝€231/月額
 - ③ 調整年金（傷害後遺度合（G d S）100）＝€652/月額
 - ④ 配偶者扶養手当 ＝€72/月額
 - ⑤ 介護特別手当包括金 等級Ⅲ ＝€668/月額
（これより高い介護費用の補償もあり得る。）
 - ⑥ 職業損害補償 ＝€355/月額
- 合計 ＝€2,630/月額 ×12 ＝ €31,560/年額
生涯（×40年）で計算した場合 ＝ €1,262,400（概算）

2 その他犯罪被害者等が利用し得る制度

OEG法に基づく支給とは併給調整されない。

- ① 法的年金制度に基づく稼得能力の減退に伴う年金 ＝算定困難
- ② 法的健康保険制度 ＝算定困難
- ③ 法的年金が保障するリハビリテーションサービス ＝算定困難
- ④ 子供手当若しくは子供所得税控除
＝€184/月額×2＝€368/月額 ×12 ＝€4,416/年額

3 被害者世帯に支給される総額は、およそ

＝ €1,262,400 + その他利用し得る制度による給付

【モデルケース3】

ケース3	(重傷病(精神疾患)を負ったケース) 強姦致傷被害を受け、PTSDを発症し、1年にわたりカウンセリングを受けた。
モデルB	年齢：25歳 性別：女性 職業：会社員 年収：24,038ユーロ(250万円) 家族構成：独身・両親と別居 ：父(50歳) ：母(48歳)

1 犯罪被害者等を対象とした補償制度等

- 障害が残らなかった身体的傷害被害者への補償、精神的障害或いはPTSDのみ(身体的傷害なし)のため医師診療治療又は心理学ケアを受けた犯罪被害者への補償
- ① 診療治療のみ、治癒までの医療費 = 算定困難
- ※ 傷害後遺度合(GdS)が25を下回る場合、診療治療

2 その他犯罪被害者等が利用し得る制度

- 0EG法に基づく給付とは併給調整されない。
- ① 法的健康保険 = 算定困難

3 被害者に支給される総額は、

- = 0EG法に基づく医療費 + 法的健康保険 = 算定困難

【モデルケース4】

ケース4	(夫が妻を殺害したケース(親族間犯罪・DV)) 被害者及び子に対する経済的支援により、加害者が利益を得る可能性がない場合で、未成年の子が残されたケース
モデルC	年齢：40歳 性別：女性 職業：専業主婦 年収：なし 家族構成：長男(14歳) : 長女(11歳) : 夫(43歳・加害者)

1 犯罪被害者等を対象とした補償制度等

○ 被害者は専業主婦であったため収入がなく、子供2人が残されたケース

① 遺児1人につき、

・ 基本年金 $= €111/\text{月額}$

・ 調整年金 $= €194/\text{月額}$

合 計 $= €305/\text{月額} \times 12 = €3,660/\text{年額}$

18歳まで支給されるとして計算した場合

・ 長男 $€3,660 \times 4\text{年} = €14,640$

・ 長女 $€3,660 \times 7\text{年} = €25,620$

合 計 $= €40,260$

∴ 被害者補償の総額(概算) $= €40,260$ (A)

2 その他犯罪被害者等が利用し得る制度

OEG法に基づく給付とは併給調整されない。

① 子供手当若しくは子供所得税控除

遺児1人につき、 $€184/\text{月額} \times 12 = €2,208/\text{年額}$

・ 長男 $€2,208 \times 4\text{年} = €8,832$

・ 長女 $€2,208 \times 7\text{年} = €15,456$

合 計 $= €24,288$ (B)

3 残された遺族(子ども2人)に支給される総額、およそ

$= €40,260 + \text{その他利用し得る制度による給付}$